

西東京市告示第207号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第2項において準用する法第19条第1項の規定により西東京都市計画生産緑地地区を変更したので、法第21条第2項において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の関係図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月11日

西東京市長 池澤 隆史

1 都市計画の種類

西東京都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

別紙のとおり

3 関係図書の縦覧場所

西東京市中町一丁目6番8号

西東京市役所保谷東分庁舎2階 まちづくり部都市計画課

別紙

西東京都市計画生産緑地地区

| 都市計画を変更する土地の区域 |             |
|----------------|-------------|
| 変更する部分         | 西東京市泉町三丁目地内 |
| 同              | 市北原町三丁目地内   |
| 同              | 市北町一丁目地内    |
| 同              | 市北町五丁目地内    |
| 同              | 市芝久保町三丁目地内  |
| 同              | 市下保谷五丁目地内   |
| 同              | 市中町四丁目地内    |
| 同              | 市中町六丁目地内    |
| 同              | 市東町二丁目地内    |
| 同              | 市富士町五丁目地内   |
| 同              | 市南町六丁目地内    |
| 同              | 市向台町三丁目地内   |
| 同              | 市向台町五丁目地内   |
| 同              | 市谷戸町三丁目地内   |